

指定介護予防短期入所生活介護事業所特別養護老人ホームさつき荘運営規定

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人津田福祉会が開設する指定介護予防短期入所生活介護事業所特別養護老人ホームさつき荘（以下「事業所」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、施設で指定介護予防短期入所生活介護の提供に当たる従業者（以下「従業者」という。）が、要支援状態にある高齢者（以下「要支援者」という。）に対し、適正な指定介護予防短期入所生活介護を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所の従業者は、要支援者の心身の特性を踏まえて、その居宅において有する

能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事等の介護その他日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものとする。

2 ①利用者の心身機能の改善、環境調整等を通じて、利用者の自立を支援し、生活の質の向上に資するサービス提供を行うこと。②利用者の意欲を高めるような適切な働きかけを行うこと、③利用者の自立の可能性を最大限引き出す支援を行うこと。

3 事業の実施に当たっては、関係市町、地域の保健・医療・福祉サービスの提供主体との綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称及び所在地)

第3条 事業を行う施設の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 一 名称 特別養護老人ホームさつき荘（さつき荘介護予防短期入所生活介護事業所）
- 二 所在地 栃木県鹿沼市白桑田254番地7

(従業者の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業に従事する従業者は、特別養護老人ホームの従業者と兼務するものとし、職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- 一 管理者 1名（併設特別養護老人ホームの施設長と兼務）
管理者は、施設の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- 二 従業者 医師 1名（非常勤）
医師は、利用者の健康管理、保健衛生指導等を行う。
生活相談員 1名
生活相談員は、利用者の生活相談に当たる。
看護職員 3名以上
看護職員は、看護の提供に当たる。
介護職員 22名以上
介護職員は、介護の提供に当たる。
管理栄養士 1名
管理栄養士は、必要な栄養管理を行う。

機能訓練指導員 1名

機能訓練指導員は、機能訓練の提供に当たる。

- 2 指定短期入所生活介護との併設の場合における人員の兼務や設備の共用を認めることができる。

(利用定員)

第5条 利用定員は10名とする。ただし、災害時等においては定員を超えて利用者を受け入れる場合がある。

(サービスの内容)

第6条 指定介護予防短期入所生活介護の内容は次のとおりとする。

- 一 生活相談
- 二 機能訓練
- 三 介護サービス
- 四 健康状態の確認
- 五 送迎
- 六 給食サービス
- 七 入浴サービス
- 八 その他利用者に対する便宜の提供

(利用料等)

第7条 サービスを提供した場合の利用料の額は介護保険法による介護報酬の告示上の額とする。また、自己負担については介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額とする。

- 2 前項に定めるもののほか、利用者から次の費用の支払を受けるものとする。
- 一 次条に規定する通常の送迎の実施地域を越えて行う送迎の費用として、実施地域を越えた地点から1キロメートルごとに30円。
 - 二 滞在に要する費用（別途重要事項に記載）
 - 三 食事の提供に要する費用（別途重要事項に記載）
 - 四 理美容代として、その実費。
 - 五 その他指定介護予防短期入所生活介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当であると認められるものについては、その実費。
- 3 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払に同意する旨の文書に署名を受けることとする。
- 4 事業者は本条2項で設定した滞在に要する費用並びに食事の提供に要する費用、その他の費用の額を改定することがある。費用の改定にあたっては、前項の規定を準用する。

(通常の送迎の実施地域)

第8条 通常の送迎の実施地域は、鹿沼市・宇都宮市・栃木市（旧西方町の地域に限る。）

とする。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第9条 利用者は、サービスの提供を受ける際には、次に掲げる事項に留意しなければならない。

- 一 利用者は火気の取扱いに注意しなければならない。
- 二 利用者は事業所の設備及び備品を利用するに当たっては、職員の指示や定められた取扱要領に従い、当該設備等を破損することのないよう、また安全性の確保に留意するものとする。
- 三 利用者は喧嘩、口論または暴行等、他人の迷惑となる行為をしてはならない。
- 四 利用者は事業所の安全衛生を害する行為をしてはならない。

(緊急時における対応方法)

第10条 従業者は、サービスを提供中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じた場合は、速やかに家族及び主治医又はあらかじめ定めた協力医療機関に連絡する等の措置を講じ、管理者に報告しなければならない。

(身体拘束等の禁止)

第11条 従業者は、サービスの提供にあたっては、利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という）を行ってはならない。

事業所は、身体的拘束等の適正化を図るための対策検討委員会を、3月に1回以上開催する（以下「身体的拘束等適正化委員会」という）。

緊急やむを得ず身体拘束等を行う場合は、利用者及びその家族に説明し同意を得るとともに、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を記録する。併せて身体的拘束等適正化委員会を開催し、身体的拘束等廃止に向けての具体策を話し合い、その経過と対策方法について記録する。

(非常災害対策)

第12条 事業所は、消防法に規定する防火管理者を設置して、消防計画を作成するとともに、当該消防計画に基づく次の業務を実施する。

- 一 消火、通報及び避難の訓練
- 二 消防設備、施設等の点検及び整備
- 三 従業者の火気の使用又は取扱いに関する監督
- 四 その他防火管理上必要な業務

(業務継続の強化 (BCP))

第13条 感染症や災害が発生した場合であっても、必要なサービスが提供できる体制を構築する観点から、業務継続に向けた計画等の策定、研修の実施、訓練の実施を行う。

(感染症対策の強化)

第14条 感染症の発生及び蔓延等に関する取組みの徹底を求める観点から、専任の感染症対策担当者をおき、定期の委員会を開催するとともに、感染症が流行する時期等を勘案し必要に応じて随時開催、指針の整備、研修の実施、訓練の実施を行う。

(高齢者虐待防止の推進)

第15条 利用者の人権の擁護、虐待防止・早期発見、虐待の発生又は再発防止に関する措置を講じる。虐待等の事案については、一概に共有される情報であるとは限られず、個別の状況に応じて慎重に対応します。専任の担当者を決め、委員会の開催、指針の整備、研修の実施を行う。

(ハラスメント対策の強化)

第16条 男女雇用機会均等法におけるハラスメント対策として、事業主の方針等の明確化及びその周知・啓発、苦情を含む相談、顧客等からの著しい迷惑行為の防止のために必要な措置を講じる。

(会議や多職種連携における ICT 活用について)

第17条 テレビ電話装置等を活用する際は、「医療・介護関係事業者における個人情報適切な取扱いのためのガイダンス」及び「医療情報システムの安全に関するガイドライン」等を遵守して行う。

(看取り期における本人の意思を尊重したケアの充実)

第18条 看取り期のサービス提供にあたり「人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン」等の内容に沿った取組みを行うよう努める。

(個人情報の保護)

第19条 事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取扱いに努める。

- 2 事業所が得た利用者の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得るものとする。

(生産性向上の取組)

第20条 介護現場における生産性の向上に資する取組の促進を図る観点から、委員会を設置し現場における課題を抽出及び分析した上で状況に応じて、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討する。

(その他運営に関する重要事項)

第21条 事業所は、従業員の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

一 採用時研修 採用後1ヵ月以内

二 継続研修 年2回以上

2 従業員は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

3 従業員であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業員との雇用契約の内容とする。

4 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は理事会において定める。

附 則

この規程は、平成18年 4月1日から施行する。

平成21年 4月1日 改正

平成23年10月1日 改正

平成30年11月1日 改正

令和 3年 4月1日 改定

令和 6年 4月1日 改定